２　国土交通大臣は、整備規程の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、整備規程の認可を取り消すことができる。

一　第四十一条の規定による変更の認可を受けないで、次条第一項の規定により認定を受けた者に供与した整備規程を改訂したとき。

二　前条の規定による命令に従わなかつたとき。

三　次条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

四　認可を受けていない整備規程に認可を受けた旨を記載して、認定を受けた者に供与したとき。

（整備規程の供与等）

第四十四条　整備規程の認可を受けた者は、認定を受けた者のうち法第六条ノ四第二項に規定する整備を行おうとする者に対し、認可を受けた整備規程である旨及び氏名又は名称を記載した整備規程を供与しなければならない。

２　整備規程の認可を受けた者は、第四十一条の規定による変更の認可又は第四十二条の規定による命令を受けたときは、直ちに前項の規定により供与した整備規程を改訂しなければならない。

３　第一項の規定により整備規程の供与を受けた者は、当該整備規程（第四十一条の規定による変更の認可又は第四十二条の規定による命令を受けて当該整備規程が変更されたときは、当該変更後の整備規程）を認定に係る事業場に備えておかなければならない。

第五章　雑則

（承認）

第四十四条の二　次の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる者の承認を受けなければならない。

一　（略）	（略）	（略）
二　法第六条ノ二の規定による認定を受けた者	当該認定に係る船舶又は物件について法第六条ノ五第一項の規定による型式承認を受けたこと等により、確認の方法を新たに定め、又はこれを変更しようとするとき。	国土交通大臣
三　（略）	（略）	（略）
四　法第六条ノ三の規定による認定を受けた者	当該認定に係る確認の方法を変更しようとするとき。	地方運輸局長
五　法第六条ノ四第一項の規定による認定を受けた者	当該認定に係る船舶又は物件の範囲を変更しようとするとき。	国土交通大臣

２　前項の表第一号、第三号又は第五号の規定に係る承認を受けようとするときは、変更承認申請書（第十三号様式）を提出しなければならない。

３　前項の変更承認申請書には、第一項の表第一号の規定に係る承認にあつては第四条第一項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを、同表第三号の規定に係る承認にあつては第二十条第一項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを、同表第五号の規定に係る承認にあつては第三十四条第一項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添付しなければならない。

（新設）

第四章　雑則

（承認）

第二十八条の二　次の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる者の承認を受けなければならない。

一　（略）	（略）	（略）
二　法第六条ノ二の規定による認定を受けた者	当該認定に係る船舶又は物件について法第六条ノ四第一項の規定による型式承認を受けたこと等により、確認の方法を新たに定め、又はこれを変更しようとするとき。	国土交通大臣
三　（略）	（略）	（略）
四　法第六条ノ三の規定による認定を受けた者	当該認定に係る確認の方法を変更しようとするとき。	地方運輸局長

２　前項の表第一号又は第三号の規定に係る承認を受けようとするときは、変更承認申請書（第十号様式）を提出しなければならない。

３　前項の変更承認申請書には、第一項の表第一号の規定に係る承認にあつては第四条第一項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを、同表第三号の規定に係る承認にあつては第二十条第一項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添付しなければならない。